

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「副支所長」を削る。

第十条第三項の表埼玉県パスポートセンターの支所長の項中「副支所長」を「担当部長」に改める。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第七十六条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄23中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同欄24中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同欄25中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同欄26中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同欄27中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同欄27中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同欄28及び29中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同欄30中「水銀排出施設設置者若しくは特定工事施工者」を「解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人若しくは水銀排出施設設置者」に改め、同号専決事項の欄13中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第一項又は第二項」に改め、「対し、」の下に「法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うこと又は」を加え、同欄14中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に、「を施工する者」を「元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に改め、同欄15中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同欄16中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同欄17中「第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十四第二項」に改め、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄15及び16中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同項第六号委任事務の欄5中「第八条第四項」を

「第八条第五項」に改め、同欄6中「第八条第五項、第三十一条の六第五項、第三十七条第五項」を「第八条第六項、第三十一条の六第六項、第三十七条第六項」に改め、同表保健所長の項第十三号専決事項の欄4中「第二十四条の四」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の四第一項、第二十五条第六項」に改め、同項第二十三号委任事務の欄中40を44とし、37から39までを41から43までとし、36を38とし、その次に次のように加える。

39 法第四十四条の三第一項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条の二第一項の規定に基づき、当該感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、報告を求め、又は当該者の居宅等から外出しないこと等の必要な協力を求めること。

40 法第四十四条の三第二項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条の二第二項の規定に基づき、当該感染症の患者又は当該新感染症の所見がある者に対し、報告を求め、又は宿泊施設等から外出しないこと等の必要な協力を求めること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中35を37とし、34を36とし、同欄33中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改め、「場合」の下に「及び法第四十二条第二項において準用する場合」を加え、同欄33を同欄35とし、同欄中32を33とし、その次に次のように加える。

34 法第三十七条第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協力の求めに応じない者が負担する費用を認定すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中31を32とし、23から30までを24から31までとし、同欄22中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄21を同欄22とし、同欄20中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄19中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄16を同欄17とし、同欄15中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄15を同欄16とし、同欄14中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二

項」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13中「これらの規定を」を削り、「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「及び法第二十六条」を「並びに法第二十六条第一項及び第二項」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄中11を12とし、5から10までを6から11までとし、4の次に次のように加える。

5 法第十五条第八項（第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）、第十項及び第十一項の規定に基づき、当該職員の質問又は必要な調査に対して協力しない者に対し、書面で通知し、又は書面を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とし、同項第三十三号委任事務の欄8中「第九項」を「第十三項」に改め、同欄9中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、同号専決事項の欄5中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同欄7中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄21中「第十四章」を「第十五章」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同項第三十六号専決事項の欄中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「採血所」を「採血事業者の事務所、採血所その他の場所」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十六号までを第三十七号から第四十五号までとし、同項に次の二号を加える。

四十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品のうち、食肉に係るもの	1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。	1 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。
	2 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。	2 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。 3 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。 4 法第三十八条第二項の規定に基づき、その職員に、事業所等に立ち入り、事業

<p>を除く。)</p>	<p>四十七 埼玉県受 動喫煙防止条例 (令和二年埼玉 県条例第十七号。 以下この項にお いて「条例」と いう。)の施行 に関する事務</p>	<p>条例第十一条の規定 に基づき、既存特定飲 食提供施設の管理権原 者等に対し、望まない 受動喫煙を防止するた めに必要な指導及び助 言をすること。</p>	
<p>所等の状況若しくは帳簿、 書類その他の物件を調査さ せ、又は関係者に質問させ ること。</p>	<p>1 条例第九条第一項の規定 に基づき、喫煙可能室の設 置に係る届出を受理するこ と。</p> <p>2 条例第九条第二項の規定 に基づき、従業員に係る状 況の報告を受理すること。</p> <p>3 条例第十二条第一項の規 定に基づき、既存特定飲食 提供施設の管理権原者に対 し、喫煙可能室を廃止する ことを勧告すること。</p> <p>4 条例第十二条第二項の規 定に基づき、勧告を受けた 者がその勧告に従わないと きは、その旨を公表するこ と。</p> <p>5 条例第十二条第三項の規 定に基づき、勧告を受けた 者がその勧告に係る措置を とらなかつたときは、その 者に対し、期限を定めて、 その勧告に係る措置をとる べきことを命ずること。</p> <p>6 条例第十三条第一項の規 定に基づき、報告をさせ、 又はその職員に、既存特定 飲食提供施設に立ち入り、 当該既存特定飲食提供施設 の状況若しくは帳簿、書類</p>		

		<p>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>7 条例第十三条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p>
--	--	---

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第一号委任事務の欄4及び5中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同欄17中「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改め、同号専決事項の欄2中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「命ずる」を「命じ、又はその命令に従わなかつたときは、その旨を公表する」に改め、同欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第三十四条の二第一項から第三項までの規定に基づき、家畜の所有者に対し、改善すべきことを勧告し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその命令に従わなかつたときは、その旨を公表すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同項第七号専決事項の欄中9を11とし、2から8までを4から10までとし、1の次に次のように加える。

2 法第七条第一項の規定に基づき、家畜商の免許を取り消すこと。

3 法第七条第二項の規定に基づき、家畜商の免許を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号事務の種類欄中「及び」を「、家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下この項において「施行令」という。）」、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号。以下この項において「施行規則」という。）及び」に改め、同号専決事項の欄2中「又は」の下に「家畜人工授精及び」を加え、同欄8中「第七条」を「第六条」に改め、同欄8を同欄22とし、同欄7中「第五条」を「第四条」に改め、同欄7を同欄21とし、同欄6を削り、同欄5を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第三十五条の四第二項の規定に基づき、法第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を譲り渡した者に対し、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

14 施行令第九条の規定に基づき、家畜人工授精師免許証を書換え交付するこ

と。

15 施行令第十条第一項の規定に基づき、家畜人工授精師免許証を再交付すること。

16 施行令第十一条第一項から第四項までの規定に基づき、家畜人工授精師免許証の返納若しくは提出を受理すること又は提出を受理した家畜人工授精師免許証を返還すること。

17 施行規則第三十三条の規定に基づき、許可証を交付すること。

18 施行規則第三十八条第一項の規定に基づき、許可証を書換え交付すること。

19 施行規則第三十九条第一項の規定に基づき、許可証を再交付すること。

20 施行規則第四十条第一項、第二項又は第三項の規定に基づき、許可証の返納若しくは提出を受理すること又は提出を受理した許可証を返還すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号専決事項の欄中4を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十五条の二第一項又は第二項の規定に基づき、家畜人工授精所の許可に係る事項の変更又は家畜人工授精所の再開の届出を受理すること。

8 法第二十六条第一項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設の許可を取り消すこと。

9 法第二十六条第二項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。

10 法第三十四条第三項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設者から運営の状況の報告を受理すること。

11 法第三十四条第四項の規定に基づき、種畜の飼養者等に対し、必要な事項の報告を求めること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第八号専決事項の欄3の次に次のように加える。

4 法第十九条第一項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を取り消すこと。

5 法第十九条第二項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄2中「、第二項及び第三項」を「及び第二項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項に次の一号を加える。

六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法	1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。	1 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。
------------------------	---------------------------------	--------------------------------

<p>律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が厚生労働大臣である農林水産物又は食品のうち、食肉に係るものに限る。）</p>	<p>2 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。</p>	<p>2 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求めること。</p> <p>4 法第三十八条第二項の規定に基づき、その職員に、事業所等に立ち入り、事業所の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>
---	--	--

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号専決事項の欄2中「第二十四条の四」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の四第一項、第二十五条第六項」に改め、同表農林振興センター所長の項に次の一号を加える。

<p>二十五 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行に関する事務</p>	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第四条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと。</p>
---	---

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄3中「第三十五条」を「第八十七条」に、「漁業権者」を「個別漁業権を有する者」に改め、同欄4中「第三十六条第一項」を「第八十八条第一項」に、「休業期間中の」を「休業中の個別漁業権の内容たる」に改め、同欄5中「第三十六条第二項」を「第八十八条第二項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄6を次のように改める。

6 法第九十条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業における資源管理の状況等に係る報告を受理し、及び内水面漁場管理委員会に必要な事項を報告す

ること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄22中「第三百三十七条の二」を「第八十六条」に改め、同欄22を同欄25とし、同欄21中「第三百三十四条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同欄21を同欄23とし、その次に次のように加える。

24 法第七十七条第十三項の規定に基づき、漁業権の変更等によつて生じた損失を補償すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄20中「第三百三十四条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同欄20を同欄22とし、同欄19中「第二百二十四条第五項」を「第六十五条第五項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄18中「第二百二十四条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同欄18を同欄20とし、同欄17中「第二百二十四条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同欄17を同欄19とし、同欄16中「第二百二十四条第二項」を「第六十五条第二項」に、「きく」を「聴く」に改め、同欄16を同欄18とし、同欄15中「第二百二十四条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄14中「第二百二十二条」を「第六十三条」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄13中「第二百一条」を「第六十二条」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12中「第二百十条」を「第六十一条」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11中「第六十七条第十一項」を「第二十條第十一項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「第六十七条第九項」を「第二十條第九項」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9中「第六十七条第四項」を「第二十條第四項」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8中「第六十七条第三項」を「第二十條第三項」に改め、同欄8を同欄10とし、同欄7中「第四十一条第一項」を「第九十五条第一項」に、「先取特権者又は抵当権者」を「登録先取特権者等」に改め、同欄7を同欄9とし、同欄6の次に次のように加える。

7 法第九十一条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業権者に対し、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。

8 法第九十一条第三項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第二号専決事項の欄1中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同欄2中「第十五条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同欄3中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同欄4中「第十八条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同欄5中「第十八

条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同欄6中「第十八条第四項」を「第二十二條第四項」に改め、同欄7中「第十八条第六項」を「第二十二條第六項」に改め、同欄8中「第三十条第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同欄9中「第三十条第二項」を「第三十三條第二項」に改め、同欄10中「第三十三條」を「第三十七條」に改め、同項第三号事務の種類の欄中「昭和四十五年埼玉県規則第二十二号」を「令和二年埼玉県規則第八十三号」に改め、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 規則第三条第一項の規定に基づき、水産動物の採捕を許可すること。
- 2 規則第四条第一項の規定に基づき、許可の申請書を受理すること。
- 3 規則第四条第二項の規定に基づき、許可の判断に必要な書類の提出を求めること。
- 4 規則第五条第二項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、申請者に許可をしない理由を通知し、意見の聴取を行うこと。
- 5 規則第七条第一項の規定に基づき、採捕の許可に条件を付けること。
- 6 規則第七条第二項及び第三項の規定に基づき、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、及び聴聞を行い、当該採捕の許可に条件を付けること。
- 7 規則第八条の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、採捕の許可の有効期間を別に定めること。
- 8 規則第十条第一項又は第十一条第一項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、採捕の許可を取り消すこと。
- 9 規則第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること。
- 10 規則第十一条第三項（規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- 11 規則第十三条の規定に基づき、許可証を交付すること。
- 12 規則第十四条第三項の規定に基づき、許可証の写しの返納を受理すること。
- 13 規則第十六条の規定に基づき、許可証の書換え交付の申請を受理すること。
- 14 規則第十七条の規定に基づき、許可証の再交付の申請を受理すること。
- 15 規則第十八条の規定に基づき、許可証を書換えて交付し、又は再交付すること。

- 16 規則第十九条第一項の規定に基づき、許可証の返納を受理すること。
- 17 規則第十九条第二項の規定に基づき、許可証の返納ができない理由を付した届出を受理すること。
- 18 規則第二十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反する者に対し、除害に必要な設備の設置又は除害設備の変更を命ずること。
- 19 規則第三十条第一項の規定に基づき、試験研究等を行うための採捕を許可すること。
- 20 規則第三十条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、採捕の許可の申請書を受理すること。
- 21 規則第三十条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証を交付すること。
- 22 規則第三十条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可に条件を付けること。
- 23 規則第三十条第五項の規定に基づき、試験研究等の結果の報告を受理すること。
- 24 規則第三十条第六項の規定に基づき、許可証に記載された事項の変更を許可すること。
- 25 規則第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、聴聞を行い、船舶について停泊又は漁具等について使用の禁止等を命ずること。
- 26 規則第三十二条の規定に基づき、命じられた方法により標識を建設し、又は設置した旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄1中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同欄2中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同欄3中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改め、同欄4中「第十一条の四の二」を「第十一条の六」に改め、同欄5中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同欄6中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改め、同欄7中「第十一条の十二ただし書」を「第十一条の十五ただし書」に改め、同欄10中「第十五条の十二第一項ただし書」を「第十五条の十九第一項ただし書」に改め、同欄11中「第十五条の十八第三項」を「第十五条の二十五第三項」に改め、同欄12中「第十五条の十九」を「第十五条の二十六」に改め、同欄35中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同欄36中「第八十五条の九第三項」を「第八十五条の十三第三項」に改め、同欄37中「第八十五条の九第四項」を「第八十

五条の十三第四項」に改め、同欄38中「第八十五条の十」を「第八十五条の十四」に改め、同欄39を削り、同欄40中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に改め、同欄40を同欄39とし、同欄中41を40とし、同欄42中「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に改め、同欄42を同欄41とし、同欄中43を42とし、44から46までを43から45までとし、同欄47中「第二百二十六条の二」を「第二百二十六条」に改め、同欄47を同欄46とし、同欄中48を47とし、49から59までを48から58までとし、同項第七号専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6から13までを5から12までとし、同項に次の一号を加える。

<p> 十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（主務大臣が農林水産大臣である農林水産物又は食品のうち、水産物に係るものに限る。） </p>	<p> 1 法第十五条第二項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること。 2 法第十七条第二項の規定に基づき、適合施設を認定すること。 3 法第十七条第四項の規定に基づき、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。 4 法第十七条第五項の規定に基づき、適合施設の設置者等に対し、改善すべきことを求め、及びその認定を取り消すこと。 5 法第十七条第六項の規定に基づき、適合施設を認定し、又は認定を取り消したことを主務大臣に報告すること。 </p>	
--	--	--

	<p>6 法第三十八条第二項の規定に基づき、輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、事業所等に立ち入り、事業所等の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>	
--	---	--

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中90を117とし、62から89までを89から116までとし、同欄61中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同欄61を同欄88とし、同欄60中「第四十八条の二十五第四項」を「第四十八条の四十八第四項」に改め、同欄60を同欄87とし、同欄59中「第四十八条の二十五第三項」を「第四十八条の四十八第三項」に改め、同欄59を同欄86とし、同欄58中「第四十八条の二十五第二項」を「第四十八条の四十八第二項」に改め、同欄58を同欄85とし、同欄57中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同欄57を同欄84とし、同欄56中「第四十八条の二十三第四項」を「第四十八条の四十六第四項」に改め、同欄56を同欄83とし、同欄55中「第四十八条の二十三第三項」を「第四十八条の四十六第三項」に改め、同欄55を同欄82とし、同欄54中「第四十八条の二十三第二項」を「第四十八条の四十六第二項」に改め、同欄54を同欄81とし、同欄53中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同欄53を同欄80とし、同欄52中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改め、同欄52を同欄76とし、その次に次のように加える。

77 法第四十八条の四十二第一項の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者に対し、利用料金の変更を命ずること。

78 法第四十八条の四十二第二項の規定に基づき、届出を受理し、公示すること。

- 79 法第四十八条の四十三の規定に基づき、国土交通大臣に通知すること。
- 別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄51中「第四十八条の二十一第二項」を「第四十八条の三十八第二項」に改め、同欄51を同欄75とし、同欄50中「第四十八条の二十一第一項」を「第四十八条の三十八第一項」に改め、同欄50を同欄74とし、同欄49中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に、「協定」を「利便施設協定」に改め、同欄49を同欄73とし、同欄中48を51とし、その次に次のように加える。
- 52 法第四十八条の二十第一項の規定に基づき、歩行者利便増進道路として指定すること。
- 53 法第四十八条の二十第二項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定又は当該指定の変更若しくは廃止について市町村長と協議すること。
- 54 法第四十八条の二十四第四項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定又は当該指定の変更若しくは廃止について協議を受け、同意すること。
- 55 法第四十八条の二十第五項の規定に基づき、公示すること。
- 56 法第四十八条の二十四第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を受理すること。
- 57 法第四十八条の二十五第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を審査すること。
- 58 法第四十八条の二十五第二項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を評価すること。
- 59 法第四十八条の二十五第三項の規定に基づき、所轄警察署長に協議すること。
- 60 法第四十八条の二十五第四項の規定に基づき、占用予定者を選定すること。
- 61 法第四十八条の二十五第五項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴くこと。
- 62 法第四十八条の二十五第六項の規定に基づき、占用予定者を選定した旨を通知すること。
- 63 法第四十八条の二十六第一項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を認定すること。
- 64 法第四十八条の二十六第二項（法第四十八条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公示すること。
- 65 法第四十八条の二十七第二項の規定に基づき、歩行者利便増進計画の変更を認定すること。
- 66 法第四十八条の二十九の規定に基づき、認定計画提出者の地位承継を承認

すること。

67 法第四十八条の第三十一項の規定に基づき、特定車両停留施設を利用することができ車両の種類を指定すること。

68 法第四十八条の第三十二項の規定に基づき、公示すること。

69 法第四十八条の第三十二第一項又は第三項の規定に基づき、車両の停留の許可又は変更の許可をすること。

70 法第四十八条の第三十四の規定に基づき、道路標識を設けること。

71 法第四十八条の第三十五第一項の規定に基づき、停留料金を徴収すること。

72 法第四十八条の三十六の規定に基づき、公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中47を50とし、30から46までを33から49までとし、29を31とし、その次に次のように加える。

32 法第四十五条の二第二項の規定に基づき、自動運行補助施設の性能等について公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中28を30とし、12から27までを14から29までとし、11の次に次のように加える。

12 法第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、利便増進誘導区域の指定等について所轄警察署長に協議すること。

13 法第三十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公示すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とする。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号委任事務の欄24中「第二十九条第一項及び第三十六条第一項」を「第三十四条第一項及び第四十一条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄25中「第三十条第一項（法第三十一条第二項）を「第三十五条第一項（法第三十六条第二項）」に改め、同欄26中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同欄27中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同欄28中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同欄29中「第三十四条」を「第三十九条」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同欄30中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同欄31中「第三十七条」を「第四十二条」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同欄32中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

別表第二公の施設の表総合リハビリテーションセンター長の項第一号委任事務

の欄1中「第四条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄3中「第五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄4中「第八条」を「第十四条」に改め、同表精神保健福祉センター長の項第一号委任事務の欄1を削り、同欄2中「こと」の下に「（自立訓練施設内の秩序を著しく乱した場合に限る。）」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄中3を2とし、4を3とし、同欄に次のように加える。

4 条例第十七条第二項において準用する第八条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除について承認すること。

別表第二公の施設の表産業技術総合センター長の項委任事務の欄12中「別表第二第一号第八項」を「別表第二第一号第九項」に改め、同表農業大学校長の項第一号委任事務の欄1中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同欄2を削り、同欄3中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄中4を3とし、5を4とし、同欄6中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同欄6を同欄5とする。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類欄中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に改め、「、食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号。以下この項において「施行条例」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号。以下この項において「関する条例」という。）」を削り、同号委任事務の欄2中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄3中「第五十二条」を「第五十五条第二項」に、「3、4」を「4、7」に改め、同欄4中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項（法第五十七条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「施行令第三十五条に規定する営業に係る」を削り、「許可営業者」の下に「又は届出営業者」を加え、同欄中8から21までを削り、7を10とし、6を9とし、同欄5中「申請書」の下に「又は営業の届出書」を加え、同欄5を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 施行規則第七十一条の二の規定に基づき、廃業の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄4の次に次のように加える。

5 法第五十七条第一項の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

6 法第五十八条第一項の規定に基づき、食品等の回収に着手した旨及び回収の状況についての届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄1及び2中「第十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄4中「第五十二条」を「第五十五条第二項」に改め、同欄5中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同欄6中「第五十四条（法第六十二条第一項）」を「第五十九条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄7中「第五十五条（法第六十二条第一項）」を「第六十条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄8中「第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄9中「第五十五条第一項及び第五十六条の規定（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を「第六十条第一項及び第六十一条（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」の規定」に改め、同欄10中「申請書」の下に「又は営業の届出書」を加え、同欄11中「施行条例第六条」を「施行規則第七十一条の二」に、「営業の廃止」を「廃業」に改め、同欄中12から18までを削り、同項第四十二号委任事務の欄を次のように改める。

- 1 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、必要な報告を求めること。
- 2 法第十条の二第一項の規定に基づき、食品の回収に着手した旨及び回収の状況についての届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とする。

別表第二地方行政機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号事務の種類欄中「及び食品衛生に関する条例（以下の項において「条例」という。）」を削り、同号専決事項の欄1中「第五十四条（法第六十二条第一項）」を「第五十九条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄2中「第五十五条（法第六十二条第一項）」を「第六十条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄3中「第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄4中「第五十五条第一項及び第五十六条（法第六十二条第一項）」を「第六十条第一項及び第六十一条（法第六十八条第一項）」に改め、同欄5を削る。

別表第二地方機関の表衛生研究所長の項事務の種類欄中「食品衛生法」の下に「（以下この項において「法」という。）」を加え、同項専決事項の欄中「食品衛生法」を「法」に、「第六十二条第一項」を「法第六十八条第一項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項第二号専決事項の欄3中「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同欄4中「第五十五条」を「第六十条」に改める。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号委任事務の欄2中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同欄6中「第二項」を「第四項」に改め、同欄7中「第三項」を「第四項」に改め、同欄8中「第十三項」を「第十五項」に改め、同欄9中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同欄15中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同欄16中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄19及び22中「第四項」を「第六項」に改め、同号専決事項の欄5中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同欄中29を30とし、21から28までを22から29までとし、同欄20中「第十二条第二項若しくは第十三条第三項」を「第十二条第四項若しくは第十三条第四項」に、「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に、「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄中19を20とし、12から18までを13から19までとし、11の次に次のように加える。

12 法第七十二条の二の二の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対し、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するための措置が不十分であると認める場合において、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表家畜衛生保健所長の項第三号委任事務の欄3中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同欄5中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄9中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同欄13中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和三年六月一日
- 二 第三条の規定 令和三年八月一日